

## 用語の解説 (基本構想)

頁*行	用語	解説
P1*10	インターネット	世界中の様々な人々が情報交換を行ったり、蓄積された情報を利用するために、共通のルールに基づいて接続されたネットワークの総称。
P3*14	ガイドライン	政策などの指針、基本線、指導目標
P4*09	アクセス	接近手段
P7*01	シーズン	季節 時期
P8*01	シンポジウム	一つのテーマについて、何人かの講演者が意見を述べ、聴衆の質問に答える形式の討論会
P14*15	ゾーン	区域、地帯
P21*05	コミュニティ	共通の地域的な連帯感によって結ばれた地域社会のことで、本市では小学校区単位を基本としている
P22*10	イメージアップ	感じをよくすること
P22*11	Uターン	都市部に出ていた若者が、もとの土地(故郷)へ帰って就職すること
P22*20	イベント	催し物
P23*11	シビックセンター	市民が利用する公共施設等の集合地
P23*20	レベル	水準
P24*14	CSR	法人県民税超過課税を原資に、兵庫県が勤労者を中心とした県民のために整備している文化(Culture)、スポーツ(Sports)、レクリエーション(Recreation)施設
P24*14 (参考)	自然活用型野外CSR事業	自然活用型野外CSR事業は、都市住民を中心とした森や緑などの自然とのふれあい志向の高まりに対応するため、これまでの野外CSR施設の基調に「人と森の共生」、都市と山村の交流を付加し、里山林を活用した、より自然に親しむことができる自然活用型野外CSR事業を展開するもの
P24*24	リゾート	スポーツ、医療、娯楽などの総合機能を持ち、比較的安い値段で長期滞在が可能な施設
P27*04	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
P27*16	男女共同参画社会	性による固定的な役割分業感を見直し、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に働き、協力し、生活する社会
P27*16 (参考)	男女共同参画社会 男女共同参画社会基本法による定義	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
P27*23	一次予防	病気にならないように、普段から健康の増進に努め、病気の原因となるもの(リスクファクター)を予防 改善すること。
P27*23 (参考)	二次予防、三次予防	二次予防は定期検診などで病気の芽を見つけ、早い段階で摘み取ること。三次予防は病気になった場合にきちんと最後まで治療を受け、機能の回復 維持を図ること
P27*25	疾病	身体の諸機能の障害。健康でない異常状態。病気
P27*31	ハードとソフト	恒久施設と運営方法
P28*28	コミュニティセンター	おおむね小学校区などで地域の住民の集会や文化活動のために、多目的ホール、会議室などを備えた施設。
P28*25	ボランティア	自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人

P29 * 25	ストック	在庫品。手持品。この計画では、現有の資産(財産)のこと。
P30 * 26	リサイクル	再使用。再資源化。
P30 * 29	ゼロ・エミッション	廃棄物を資源として再利用し、廃棄物をゼロにする考え方。
P32 * 25	ニーズ	要求、需要
P33 * 09	まなびすとバンク	すべての人たちが、いつでもどこでも生きがいをもって学ぶことができる生涯学習社会としての体制を整えるため、すぐれた知識、技能、豊かな経験を持つ市民のみなさまを生涯学習の身近な講師として登録、紹介する篠山市の事業。
P34 * 14	緑豊かな地域環境の形成に関する条例	土地利用の規制等により緑豊かな地域環境を目指す条例。丹波地域は全域が環境形成区域に指定されており、地域の状況や特性を踏まえた地域環境形成基本方針と4つの区域区分「森を守る区域」「森を生かす区域」「さとの区域」「まちの区域」が設定されている。
P34 * 20	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形質を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園等の公共施設の整備改善のための事業。
P34 * 23	緑の基本計画	まちの緑地の保全や緑化の推進に関する事項を定める基本計画で、ハート施策のみならずソフト施策まで幅広く対象とし、策定後市民等に対して公表が義務付けられている。
P34 * 32	低床型車両	利用者の乗降をより容易にするため、床面地上高(従来型の車両は90cm程度)を引き下げるなどして、ステップ(階段)を解消した車両
P35 * 02	公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体が設置・管理する下水道。
P35 * 02	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街地以外区域において設置されるもの
P35 * 03	農業集落排水処理	公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、地区単位で行われる地域し尿処理施設のこと。
P35 * 03	コミュニティプラント	一定規模以上の地域においてし尿処理施設を中心に下水を排除、処理する施設
P35 * 03	合併処理浄化槽	し尿のほか、台所や風呂等の生活排水も一緒に処理することのできる浄化槽のこと。 団地などで共同使用される大型合併処理浄化槽と、各家庭・事務所等で使用される小型合併処理浄化槽がある。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と比較して河川へのBOD負荷量を1/8に抑えることができる。
P35 * 09	広域的水道整備計画地域	水道法に基づき、地方公共団体の要請により都道府県知事が水道の広域的な整備に関する基本方針等について定める計画。
P35 * 18	双方向通信システム	テレビなどのように一方的に情報が送られるシステムに対して電話のように双方向に情報を発信できるシステム。
P35 * 29	ネットワークシステム	複数のコンピュータや周辺機器を通信媒体(有線・無線を問わない)で結び、データの伝送を行えるようにした通信網のこと
P35 * 21	ホームページ	インターネットで利用できるサービスの一つで、文字だけでなく音声、画像、動画などを組み合わせて情報を表現し提供される、情報の表紙となるページ
P36 * 13	ターン	大都市出身者が地方都市や農村に就職、転職すること
P36 * 29	ブランドイメージ	銘柄、商標の印象
P37 * 21	SOHO(ソーホー)	Small Office Home Officeの略。小規模オフィス、自宅等で、個人企業家や自営業者がパソコン、インターネット等を利用してビジネスを行うこと
P36 * 07	間伐	込みすぎた森林を適正な密度で健全な森林に導くために、またじょじょに収穫するために行なう間引き作業

P36 * 30	里山	都市や集落に近い多様な土地利用が行われる山すそ一帯、生活生態系の中に組み入れられた低山帯などと言われ、この計画では、農地から山ぎわの一帯を指して用いている
P36 * 35	特用林産物	森林で生産される用材以外の産物を指す。しいたけ等きのご類、木炭、生うるし、山菜、薬草など、食用から工業原料まで様々な分野で様々な産物が利用されている。
P37 * 19	農工団地	農村地域に工業等を積極的かつ計画的に導入し、農業と工業の均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づいて計画整備される工業団地であり、地区に立地する企業等に対する税制、その他の優遇措置が講じられる。
P37 * 21	循環型産業	生産、流通、消費、廃棄の全段階を通じて、環境への負荷の少ない産業、または常に消費エネルギーや廃棄物の削減のための創意工夫を行なっている産業。
P38 * 02	地方分権	中央の政府・官庁から地方の自治体にできるだけ多くの権限を与え、保障し分散していきこうとすること
P38 * 29	三たん地方開発促進協議会	但馬、丹後、丹波地方の開発を総合的に進めるため開発計画の調整を行うとともに、実施を促進することを目的として設立され、京都府23市町、兵庫県26市町で構成されている。
P38 * 29	兵庫五カ国交流会議	但馬の国(香住町) 摂津の国(猪名川町) 播磨の国(播磨町) 淡路の国(津名町) 丹波の国(篠山市)の5カ国の各市町が、物産や地域の伝統芸能等の紹介などを通じて、郷土を知り、広く交流を図りながら町おこし事業を推進することを目的としている。
P38 * 30	阪神丹波連携事業	兵庫県、阪神7市1町、丹波1市6町で「阪神丹波地方行政連合協議会」を設置し、交流・情報提供・調査研究・丹波少年自然の家事業等、相互協力して実施している。
P40 * 04	NPO	Non Profit Organizationの略で非営利組織と訳される。営利を目的としない民間の活動団体。活動分野は国際交流や支援、環境保護、お年寄りや障害者の介護など広範にわたっている。平成10年には特定非営利活動促進法(通称：NPO法)の制定により、NPO団体も法人格を取得することが可能となっている。

## 用語の解説 (基本計画)

頁 * 行	用 語	解 説
P02 * 08	健康日本 21	第三次国民健康づくり対策として定められた「21世紀における国民健康づくり運動」の通称。平成12年～平成22年を計画期間とし、国民の保健医療上重要な課題となる対象分野に関する具体的目標等が設定されている。
P02 * 19	中核医療機関	地域医療の中核となる機関
P03 * 17	リハビリテーション	ここでは、医学的に身体機能の回復を図るだけでなく、すべての人が自立した社会生活を送れるよう、教育、職業、社会の各面において物心両面から支えることをいう
P05 * 14	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人々が平等に社会の一員として自立した生活を営むことができる社会を目指すという考え方
P08 * 32	介護予防事業	寝たきりなどの要介護状態にならないように実施する介護予防教室や地域住民のボランティアグループに対する支援事業など

P09 * 02	社会福祉基礎構造改革	戦後大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するための抜本的な見直し
P09 * 03	ゴールドプラン21	平成11年度平成12年度より5か年間の高齢者保険福祉施策の方向を示す計画。
P10 * 13	レクリエーション施設	休養や娯楽のための施設
P12 * 01	スポーツクラブ21 ひょうご	地域の青少年や高齢者の生きがいづくりの拠点として県内の小学校区ごとに「地域スポーツクラブ」を立ち上げ、その運営費や小学校の空き教室などを利用したクラブハウス改修費を助成する県の事業
P14 * 19	広域ネットワーク化	ネットワークは網の意。ここでは各地区のコミュニティセンターの連携を強化し、情報の共有や機能の補完を行うことを意味する。
P16 * 13	スプロール化	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること
P16 * 28	フロー社会からストックを重視した循環型社会へ	「フロー」「ストック」は、もともと経済諸量の大きさを表す経済用語である。ここでは、戦後の経済効率を最重視した成長・消費型社会を「フロー社会」として表し、これに対する社会システムのあり方として、都市を構成する要素（ストック）の維持活用に価値が見出される社会への移行が求められていると考える。
P16 * 28	循環型社会	廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入を出来るだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする社会
P18 * 28	住宅マスタープラン	地方公共団体が地域特性に応じた住宅整備を図るため、住宅事情等に係る現状の分析、住宅対策の課題の整理、住宅対策の基本方向、地域特性に応じた具体的施策の展開方針等を定めるもの。
P20 * 03	自然公園区域	自然公園は自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。これらは優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を保護するとともに、人々の野外レクリエーションの利用に供し、また自然の保護を強化する公園で、自然公園法または県立自然公園条例に基づき指定する区域をいう
P22 * 08	自然公園事業	「自然公園」は基本計画P18 * 27に同じ。
P22 * 14	親水空間	自然状態の保全と緩傾斜護岸整備など自然環境の創出により、自然体験の場、学習の場、あそび場とする水辺空間
P23 * 08	ふるさと桜づつみ 回廊構想	瀬戸内海と日本海を南北に持つ兵庫県の特徴と、水と緑の河川空間を活かし、武庫川～篠山川～加古川上流～丸山川に桜づつみを整備し、瀬戸内海と日本海を桜づつみでつなごうとするもの
P23 * 14	景観形成地区	県の景観の形成等に関する条例に基づき、知事が指定する地区で、優れた景観を保全・創造するため、建築物等に関する景観形成基準や建築物の新築・増改築の届出などが定められている。
P23 * 15	景観形成助成事業	住民の地域の歴史、伝統、文化を生かし、創意工夫に満ちた自主的なまちづくりを支援し、魅力ある景観の形成を図ることを目的として、県または市町の条例により指定された景観形成地区等で、民間空間修景事業または公共空間修景事業を行う民間の人または団体に助成を行なう事業。
P24 * 17	まちなみ環境整備 事業	生活道路整備や住宅等の美観向上などの住環境整備を必要とする地区について、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成のために地方公共団体と街づくり協定を結んだ住民が協力して住宅や地区施設などの整備を図る事業。
P25 * 08	セミナー	ゼミナール。講習会

P25 * 25	オープンスペース	公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建造物によって覆われてない土地の総称。
P27 * 16	ビオトープ	安定した生活環境をもった「動植物の生息空間」のこと。また、ある限られた地域に本来そこにあった自然風景を復元すること。
P28 * 09	防災行政無線	災害等非常時の通信体制を確保するとともに、平時における行政一般情報などを放送する無線放送システム
P28 * 10	オフトーク通信	電話回線の空き時間を利用し、各種情報センターからの音声情報を各家庭に流す情報サービス
P33 * 15	児童クラブ	主に夫婦共働き家庭など昼間に保護者がいない小学校の低学年児童を対象とし、放課後や夏休みの期間、子どもたちを預かり、生活や遊びを通して児童の健全育成を図る組織。運営主体は市町、民間、保護者同士の自主的な運営組織などがあり、児童館や学校の空き教室等を利用している場合が多い。
P37 * 04	教育情報衛星通信ネットワーク(Lネット)	通信衛星を介した教育情報に関する総合的ネットワーク。全国規模で教職員の研修や緊急性の高い教育課題に対応するプログラムの放送、完全学校週5日制の実施に対応した番組提供などを行っている。
P40 * 04	男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法に基づいて国が定める男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を受け、市町村が定める男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画。
P41 * 29	データベース化	必要な情報を一定の手順によりすばやく検索し、利用することができるよう情報を体系的に整理してコンピュータに記憶させること。
P47 * 05	都市計画区域	都市計画法に基づいて都道府県知事が定める区域で、一体の都市として総合的に開発・保全する必要がある区域や、住宅都市、工業都市等として新たに開発・保全する必要がある区域。
P47 * 05	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき市区町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市整備方針等、地区別整備計画、部門別マスタープラン、個別地区の開発構想等について策定される長期的なまちづくりの構想を示したものの。
P47 * 13	まちづくり総合支援事業	地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を推進するため、ハード事業（道路・街路、公園、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業等）から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、まちづくりに必要な事業をパッケージで一括助成を行なう事業制度
P47 * 22	都市公園	都市公園法第2条に規定する公園や緑地で、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。
P52 * 06	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つであり、人や車の安全かつ円滑な通行、都市内における空地としての防災、都市環境の改善、さらには生活に必要な施設の収容空間等、社会的、経済的な機能を持つ都市の根幹的施設。
P52 * 22	コミュニティバス	地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービスのこと。
P53 * 06	浄化槽汚泥	浄化槽では水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物を利用して処理し、河川等に放流できる水質まで浄化するが、この過程において発生する泥状の物質。
P53 * 06 (参考)	浄化槽	水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

P54 * 17	親水用水	市民が水に触れたり、接したり、眺めたりできる親水空間を整備するために用いる用水。
P56 * 08	県水	兵庫県水道用水供給事業の受水
P56 * 18	水源涵養林	すべての森林は、洪水を緩和し、流量を安定化させ、水質を浄化して水資源を保全するといった水源涵養機能を持つが、河川の源流部や上流部、すなわち水源にあたる森林はとくにこれらの働きが期待されており、水源涵養林または水源林と呼ばれる。
P56 * 18 (参考)	水源のかん養	樹木や植生などにより雨などの地下浸透を促し、ため込んだ水を徐々に流出させる森林の機能。洪水や濁水を防ぐ役割を果たす。
P57 * 04	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	通称「IT基本法」。すべての国民がインターネットなどを利用して情報技術（IT）革命の恩恵を受けられる社会の実現を目的とし、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの構築や高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置などについて明記している。
P57 * 04 (参考)	(参考) 高度情報通信ネットワーク社会	IT基本法によると「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義される。
P57 * 05	IT (IT革命)	ITはInformation Technologyの略で情報技術又は情報通信技術と訳される。IT革命はインターネットの普及に代表される近年の急速な情報化の進展に伴う社会構造の急速な変化をさす。
P58 * 08	ネットワーク	網。特に情報・通信分野で用いる場合は、通信で結ばれた複数のコンピュータおよび関連機器全体やその通信路。
P58 * 14	端末	ここでは端末装置と同義に用いている。端末装置はコンピューターシステムで、利用者の手元において中央処理装置とデータのやりとりをするための装置。
P60 * 18	素材生産量	木材加工の原木として伐採する素材（丸太）の生産量
P61 * 09	食料・農業・農村基本法	旧農業基本法を抜本的に見直し、今後の農政の理念と基本的な施策の枠組みを定めた法律。「食料の安定供給の確保」、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興」の4本柱を基本理念とする。
P61 * 12	アグリプラン21審議会	市の農業に関する総合的な計画策定のための審議会
P62 * 18	灌漑排水事業	農地の灌漑および排水のために行なうダムや堰、用水路、排水路等の整備
P63 * 04	集落営農	1ないし数集落をひとつの単位として兼業農家や専業農家を含めた農家の協力のもとで、労働不足を補い、生産効率を高める営農形態。土地利用調整と労働調整が行われていることが前提となるが、明確な定義はなく、その様子は様々である。
P63 * 04	(有)グリーンファームささやま	担い手不足から、荒廃の恐れのある農地の最終的な受け皿として、また新たな農業技術の導入など農業経営の先導的な役割を担うことを目的に設立された第三セクター。
P63 * 04	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大、生産方式の合理化、農業従事者の態様の改善などを内容とした農業経営改善計画を策定して、市町長から認められた農業者のこと。

P63 * 19	市民農園	一般には、都市の住民等農業者以外の人々が農地を利用して農作業を行うことを通じて、レクリエーションや児童の教育等の多彩な目的に利用される農園。市民農園整備促進法では、特定農地貸付けの用に供される農地又は、相当数の者を対象として定型的な条件で、営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地とそれらに付帯して設置される施設の総体。
P63 * 19	クラインガルテン	市民農園に同じ。
P64 * 05	モータリゼーション	日常生活の中での自動車利用の普及
P64 * 19	農工団地	農村地域工業等導入促進地区の通称。農工地区ともいう。農村地域における計画的な工業等の導入と、農業との調和のとれた発展を目指して設定される地区で、地区内での工業等の導入に関して各種の優遇制度がある。
P66 * 12	TMO	Town Management Organizationの略。商店街、行政、市民その他事業者等の地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。
P69 * 05	リニューアル	更新。老朽化したものを作り直すこと。小売業界で、店舗を改装し、経営内容を転換すること。
P69 * 06	レンタサイクル	貸自転車。
P69 * 09	アメニティ	快適な環境の意味で、生活環境の快適さを表す言葉
P69 * 13	アウトドア・スポーツ	野外で行なうスポーツ
P75 * 26	アンテナショップ	メーカーや問屋が消費動向、売れ筋商品、地域特性を把握し、自社の経営に役立てることを目的に、通常は直営方式で展開する店舗。
P76 * 18	歴史街道 (計画)	5つの時代を結ぶメインルート(伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸)と近畿2府6県の歴史文化を活かしたテーマルートを設定し、歴史文化を生かした地域づくりなどを進める計画。経済団体、民間企業、行政等から構成される歴史街道推進協議会が推進する。
P77 * 07	長期留学制度	本市では姉妹提携都市米国ワシントン州・ワラワラ市との間において、毎年長期交換留学生の相互派遣を行なっている。
P77 * 08	短期留学	姉妹提携都市米国ワシントン州・ワラワラ市との間において、2週間の計画で短期交換留学生の相互派遣を行なっている。
P78 * 11	国際理解教育	外国語教育の充実や多様な文化・多元的な価値観を尊重する教育
P79 * 25	フォローアップ	後の手当て
P80 * 14	土地利用フレーム	市の総合計画や都市計画マスタープランで示されるまちづくりの将来像の実現に向けて、地域の土地利用について地目毎の目標値を示したもの。
P80 * 22	メール	郵便。郵便物。電子メールの略。ここでは電子メールの意味で用いている。
P80 * 22 (参考)	電子メール	インターネット等に接続されたコンピュータ同士でメッセージ等やりとりするための方法。
P80 * 22	地域イントラネット	「イントラネット」は通常企業内にインターネットと連携して構築される情報通信網をいう。ここでは、このネットワークシステム広域に展開し、地域内に統一的な情報通信網を構築すること。
P80 * 23	メディア	媒体。手段。
P80 * 33	合併特例債	合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施するまちづくりのための事業や基金の積立に対して発行される地方債で、元利償還金が総事業費の7割程度まで交付税措置される。